

廈門大學圖書館珍藏
主編：季嘯風、沈友益

中華民國史史料外編

日文史料
第二十冊

——前日本末次研究所情報資料

廣西師範大學出版社

△満洲中央銀行は凡て純名式とし、政府の許可を受けたもの他、他主たる事を得ず。△政府は満洲中央銀行の株式五萬株以上を引受くるものとし、△政府は満洲中央銀行資本の半額を引受くる事を得。△内河運の流通を調節し、その安定を保持し、會社を統制す。△満洲中央銀行は總行を新京に分行を奉天、吉林、チハル及びハルビンに設置し、政府の許可を受くるものとする。△前項の分行の他、重要地に分行又は支行を開設し、若くは他の銀行と代理店契約を締結する事を得。△政府は必要ありと認むる時は、分行支行又は代理店設置を命ずる事を得。△満洲中央銀行の存立期間は設立認可の日より滿三十年とする。但し株主總會の決議により政府の許可を得て延長する事を得。

一、満洲中央銀行の營業は左の如し
 △政府發行の形爲爲手形其他商業手形の割引又は買入
 二、金銀塊外國通貨の擔保とする貸付
 三、金銀塊外國貨幣の賣買
 四、諸借金及び信託に關す
 五、金銀塊外國貨幣對價品並に諸證券保護預り

六、公債證券政府發行の手形其他政府の保障にかゝる各種の證券を擔保とする貸付
 七、確實なる擔保ある貸付
 八、平常取引約定ある諸會社銀行又は手形取引
 九、爲替及爲替替行の他、爲替の都合に依り國際證券地方債證券其他政府の指定する證券なる有價證券を買入る事を得

△満洲中央銀行は貨幣法の定むる處に依り貨幣の製造及び發行をなす。
 △満洲中央銀行は總行を奉天、副總行一名、理事五名以上を監事三名以上を置く。
 △總行副總行はその任期を五年とし、政府これを命ずるものとする。
 △理事はその任期を四年とし、百株以上を所有する株主中より株主總會に於いて選舉し、政府の認可を得て就任するものとする。
 △監事はその任期を三年とし、五十株以上を所有する株主中より株主總會に於いてこれを選任するものとする。
 △奉天、吉林、チハル及びハルビンの各分行には理事を分駐せしむることを得。
 △満洲中央銀行は毎營業期において資本の増損を補ふため純益の百分の八以上を積立且つ利益配當純益の百分の二以上を積立つべし。

△満洲中央銀行は前項の他、純益の百分の二十以上を積立て、金塊外國金通貨又は金助定の預金として保有すべし。
 △満洲中央銀行開業の都合併する各銀行號の從來営みたる業務は合併の日より一ヶ年間にこれを執行する事を得。

貨幣法

△貨幣製造及び發行の權は政府に屬し、満洲中央銀行をしてこれを執行せしむ。
 △純銀の景目二三・九一グラムを以つて價格の單位とし、これを圓と稱す。
 △貨幣の種類を左の九種とす
 低幣百圓、十圓、五圓、一圓、五角、白銅貨幣一角、五分、青銅貨幣一分、五厘。
 △紙幣はその額に制限なく、法貨として適用す。
 △鑄貨はその額面の百倍まで法貨として適用す。
 △鑄貨單位景目は左の如し
 一、一角白銅貨幣三グラム（ニツケル）
 二、五分白銅貨幣一・五グラム（ニツケル）
 三、一分青銅貨幣、七五の割合（ニツケル）
 四、五厘青銅貨幣、五グラムの割合（ニツケル）
 五、五厘青銅貨幣、五グラムの割合（ニツケル）
 △貨幣の鑄式並びに製造發行權を引替及び銷却に關しては、聯合を以つてこれを定む。
 △満洲中央銀行は低幣發行高に對し三割以上を運する金銀塊、純銀なる外國通貨又は外國に對する金銀預金を保有する事を得ず。
 △前項にかゝる運價格を調整せる殘餘の發行高に對しては、公債證券又は政府の發行又は保障せる手形其他確實なる證券若くは商業手形を保有する事を得す。
 △從來流通したる銀貨及び紙幣に關しては、貨幣整理委員會の之を處に依る。

組織辦法

△滿洲中央銀行の第一回株式募集額は資本の半額とし、政府及び創立委員の中、特に政府に於いて指名したるものこれを引受くるものとする。前項の引受けありたる時は創立委員は過半数なく株主數の二分の一を拂ひ込めしむる事を得す。
 △東三省官銀錢邊業銀行吉林省水師官銀錢及黑龍江省官銀錢（以下發行號と稱す）は満洲中央銀行開業と同時にこれを合併するものとする。
 △滿洲中央銀行は總行を新京に設立、支店は總行支店（以下支店と稱す）として、滿洲中央銀行の都合に依りその一部を統合する事を得べし。
 △中華民國内に於ける發行號總分支行は、これを閉鎖し、この債務は滿分の間これが支拂を停止す。
 △發行號の行員にして滿洲中央銀行に於いて特命したるものは、その行員として特命なきものは退職せられたるものとする。
 △各發行號に於ける資本及び諸債款（以下合價債部）の金額を取引期しこれを發行號整理基金として整理し、後日不良資産の賦償に當つるものとする。
 △發行號は滿洲中央銀行開業の前日營業一切現在を以つて公定半に依り換算したる新貨幣單位（分位以下切捨）の貸借對照表を作成し、滿洲中央銀行に送附すべし。
 △滿洲中央銀行はこれに依り合併貸借對照表を作成し、政府の許可を得て公表すべし。

△滿洲中央銀行法第四十四條に規定する處は、滿洲中央銀行設立の日より一年以内にこれを分離し別に設くる會社をして經營せしむるものとする。
 △なほ行の三大法規は十四日滿洲國公報により發表せられ、而して公世の日よりこれを施行せられるものである。【長春新聞】

滿洲中央銀行の

諸法規制定發表

JUN 15 1932

大洋を準用

北滿日報 紙幣は當分舊官銀號の
 十三日財政部總務司長坂谷氏、第二條 創立委員は滿洲中央
 は中央銀行法及同組織辦法、銀行法に従ひ定款を作成し
 貨幣法に就て在長記者に對し 政府の認可を受くべし
 て十三日夜公表する處あつた
 が滿洲中央銀行は十五日に創
 業式を行ふが開業期日は未定
 である新貨幣發行に關しては
 現在各官銀號發行の大洋票を
 當分流通せしめ印刷設備が整
 ひ次第整理辦法に依つて舊紙
 幣を整理するが金本位制は急
 速に實現不可能につき現在の
 世界の經濟界の安定を保つべ
 く銀本位制で進む事になつた
 尙新紙幣の發行に際し其間不
 當なる利益を圖るものゝ介在
 を許さず通貨價格の變動を起
 さぬ様深甚の注意が拂はれて
 ゐる中央銀行組織辦法及貨幣
 法は左の如くである

滿洲中央銀行組織辦法

第一條 滿洲中央銀行創立の
 事務を掌らしむる爲め政府
 は滿洲中央銀行創立委員若
 干名を命す

第三條 滿洲中央銀行の第一
 回株式募集額は資本の半額
 とし政府及創立委員の内特
 に政府に於て指名したる者
 之を引受くるものとす

第四條 創立委員は前條の拂
 込ありたるときは其の旨を
 政府に進達し銀行設立の認
 可を受け其の事務を滿洲中
 央銀行總裁に引渡すべし

第六條 東 省官銀號、延業
 銀行、吉林永衡官銀號及

とこる

黑龍江省官銀號（以下舊行
 號と稱す）は滿洲中央銀行
 開業と同時に之に合併した
 るものとす

第八條 中華民國内に於ける
 舊行號分支行號は之を閉鎖
 し其の債務は當分の間之を
 支拂を停止す

第十條 各舊行號に於ける資
 本及諸積立は夫々合併直前
 其の全額を取崩し之を舊行
 號整理基金として整理し後
 日不良資産の缺損償却に充
 つべし

第十一條 各舊行號より承継
 したる資産負債を精査し缺
 損あるときは政府之を補償
 す

第十二條 舊行號は滿洲中央
 銀行開業の前日營業締切現
 在を以て公定率に依り換算
 したる新貨幣單位（分位以
 下切捨）の貸借對照表を作
 成し滿洲中央銀行に送付す
 へし滿洲中央銀行は之に依
 り合併貸借對照表を作成し
 政府の許可を得て之を公表
 すべし

第十三條 附屬事業に對する
 出資は貸金として整理すべ
 し前條の合併貸借對照表に
 於ても亦同し

第十四條 滿洲中央銀行法第
 四十四條に該當する業務は
 滿洲中央銀行設立の日より
 一年以内に之を分離し別に
 設くる會社をして經營せし
 むるものとす

貨幣法

第一條 貨幣の製造及發行の
 權は政府に屬し滿洲中央銀
 行をして之を行はしむ
 第二條 純銀の量目二三〇九
 一瓦を以て價格の單位とし
 之を圓と稱す

第五條 紙幣は其の額に制限
 なく法貨として通用す鑄貨
 は其の額面の百倍迄法貨と
 して通用す

第六條 鑄貨の品位量目は左
 の如し
 一、一角白銅貨幣總量 三
 五（ニツケル二五參和銅
 七五の割合）
 二、五分白銅貨幣總量 二
 五（ニツケル二〇參和銅
 七五の割合）
 三、一分青銅貨幣總量 三、

末次研究所

五五（銅九五錫四亞鉛一の割合）

四、五厘青銅貨幣總量一、

五瓦（銅九五錫四亞鉛一の割合）

第七條 貨幣の様式並製造、發行、損替引換及銷却に關しては敎令を以て之を定む

第八條 著しく汚染磨損又は毀損せる貨幣は其の額面價格を以て無手数料にて滿洲中央銀行に於て之を引換ふ

第九條 鑄貨にして模様を認難し難きもの又は私に極印を爲し其の他故意に毀損せりと認むるものは貨幣たるの效力なきものとす

第十條 滿洲中央銀行は紙幣發行高に對し三割以上に相當する銀塊金塊確實なる外國通貨又は外國銀行に對する金銀預け金を保有することを要す

第十一條 前條に掲げたる準備額を控除せる殘餘の發行高に對しては公債證書、政府の發行又は保證せる手形其の他確實なる證券若しくは商業手形を保有することを要す

第十二條 滿洲中央銀行は紙幣及銀貨の發行並準備の増減に關する出納日表及毎週平均高表を作製して政府に進達し且毎週平均高は之を公告すへし

第十三條 政府は滿洲中央銀行の監理官をして特に貨幣の製造及發行を監督せしむ監理官は何時にても貨幣の發行高未發行高及帳簿を檢査することを得

第十四條 從來流通したる鑄貨及紙幣に關しては舊貨幣整理辦法の定むる所に依る

附則 本法は公布の日より之を施行す

滿洲中央銀行法

第一條 滿洲中央銀行は株式會社とし國內通貨の流通を調節し其の安定を保持し金融を統制す

第二條 滿洲中央銀行は總行を新京に分行を奉天、吉林、齊々哈爾濱及哈爾濱に設置す滿洲中央銀行は政府の許可を受け前項の分行の外重要地に分行又は支行を設置し若しくは他の銀行と代理店契約を締結することを得

政府は必要ありと認むるときは分行、支行又は代理店の設置を命ずることを得

第三條 滿洲中央銀行の存立期間は設立認可の日より滿三十年とす但し株主總會の決議に依り政府の許可を得て之を延長することを得

第四條 滿洲中央銀行の資本は三千萬圓とし之を三十萬株に分ち一株を百圓とす但し株主總會の決議に依り政府の許可を得て資本の増加を爲すことを得

第五條 滿洲中央銀行の株式は之を數回に分割して募集

第六條 滿洲中央銀行の株券は圖て記名式とし特に政府の許可を受けたる者の外株主たることを得ず

第七條 滿洲中央銀行の株式發行の價額は券面額を下ることを得ず

第一回拂込の金額は株並の二分の一を下ることを得ず

第八條 政府は滿洲中央銀行の株式中五萬株以上を引受くるものとす

政府は前項に規定せる限度の株式に付ては之を讓渡又は處分することを得ず

第九條 政府は滿洲中央銀行資本の半額迄引受くることを得

第十條 滿洲中央銀行の營業は左の如し
(一) 政府發行の手形、爲替手形其の他商業手形の割引又は買入
(二) 金銀塊外國通貨を擔保とする貸付
(三) 金銀塊外國通貨の賣買
(四) 諸預り金及當座貸越
(五) 金銀塊、外國通貨、貴重

品運送書類の保護預り

(六) 公債證書、政府發行の手形其の他政府の保證に係る各種の證券を擔保とする貸付

(七) 確實なる擔保ある貸付
(八) 平常取引約定ある諸會社銀行又は商人の爲の手形取立

(九) 爲替及荷爲替
右の外營業の都合に依り國價證券、地方價證券其の他政府の指定する確實なる有價證券を買入ることを得

第十一條 滿洲中央銀行は營業の爲必要な物件を買入れ又は債務辨済の爲引受けたる物件を所有するの外動産不動産を買取ることを得ず債務辨済の爲引受けたる動産は六月以内に不動産は一年以内に之を賣却すへし但し買受人なきか又は買受人あるも其の代償を不適當と認むるときは政府の許可を受け之を延期することを得

第十二條 滿洲中央銀行は自行株券を取得し又は質權の目的として之を受入ることを得ず

JUN 16 1932

第十三條 滿洲中央銀行は如何なる場合と雖其の役員及使用人に對し貸付を爲すことを得ず

第十四條 滿洲中央銀行は貨幣法の定むる所に依り貨幣の製造及發行を爲す

第十五條 滿洲中央銀行は政府の許可を得て借入金を得ることを得

第十六條 滿洲中央銀行は豫め政府の許可を得たる銀行に預け金を爲すことを得

第十七條 滿洲中央銀行は國庫金取扱に從事するの外地方團體の公金取扱の事務を代理することを得

第十八條 滿洲中央銀行は本法に定むる以外の業務を營むことを得ず

第十九條 滿洲中央銀行に總裁一人副總裁一人理事五人以上監事三人以上を置く

第二十條 總裁副總裁は其の任期を五年とし政府之を命ずるものとす

理事は其の任期を四年とし百株以上を所有する株主中より株主總會に於て選舉し政府の認可を得て就任するものとす

監事は其の任期を三年とし五十株以上を所有する株主中より株主總會に於て之を選舉するものとす

第二十一條 理事又は監事は其の任期を経過するも新理事は又は新監事の就任する迄繼續して其の職務を行ふ

滿洲中央銀行法 (下)

第二十二條 理事又は監事に缺員を生したるときは株主總會を招集し補缺選舉を行ふへし其の補缺員は前任者の現任期を經くものとす但し理事又は監事に缺員あるも理事に在りては三人監事に在りては一人在任し役員總會に於て其の事務に差支なしと認むるときは補缺選舉を行はざることを得

第二十三條 理事は其の所有に係る滿洲中央銀行の株券百株を在任中監事に供託することを要す

前項の株券は本人退職すと雖其の期に屬する決算報告が株主總會の承認を得たる後に非されは之を受戻すことを得ず

第二十四條 總裁、副總裁、理事及常務監事は何等の名稱に拘らず稱價を得て他の職務に就き又は商業に従事

することを得ず但し政府の許可を受けたるときは此の限に在らず

分掌す

第二十八條 監事は滿洲中央銀行の業務を監察す

監事は互選に依り一名の常務者を定むることを得

第二十九條 總裁、副總裁、理事及常務監事の報酬及手當の額は政府の定むる所に依る

監事の報酬は株主總會の決議に依り之を定め政府の認可を受くべし

第三十條 奉天、吉林、齊齊哈爾及哈爾濱の各分行には理事を分駐せしむることを得

第三十一條 總裁、副總裁及理事は理事會を組織す

理事會は總裁之を招集し重要なる行務を決議す

第三十二條 重要業務の方針に關し理事會に意見を具申せしむる爲重要各分行に地方委員會を設くることを得

第三十三條 監事は監事會を組織し理事會に於て決議されたる事項の内特に定めたる事項を調査し正當なりと認むるときは之を承認す

第三十四條 總裁、副總裁理事及監事は役員總會を組織す

役員總會は總裁之を招集し特に重要なる事項を決議す

第二十五條 滿洲中央銀行は毎年二回通常株主總會を開く

必要生したるとき臨時株主總會を開くことを得

株主總會に於ける株主の議決權及議決の方法は定款に於て之を定む

第三十六條 滿洲中央銀行は每營業期に於て資本の缺損を補ふ爲純益の百分の八以上を積立て且利益配當の平均を得せしむる爲純益の百分の二以上を積立つべし

滿洲中央銀行は前項積立の外純益の百分の二十以上を積立て金塊外國金通貨又は金勘定の預け金として保有すべし

第三十七條 株主に對し配當

を爲す

要

し得へき利益金額が拂込支本に對し一年百分の十の割合を超過するときは滿洲中央銀行は該超過額の四分の三を政府に納付すへし

第三十八條 株主に對し配當し得へき利益金額が政府持株以外の株式の拂込金額に對し毎營業期に於て一年百分の六の割合に達する迄は政府持株に配當を爲すことを要せず

前項百分の六を超過したる利益金額は政府持株に之を配當す但し政府持株以外の株式に對する配當率を超過することを不得す

第三十九條 株主に對し配當し得へき利益金額が政府持株以外の株式の拂込金額に對し毎營業期に於て一年百分の六の割合に達せざりまきは政府は創立年度より五年を限り之に達する金額を補給す

第四十條 政府は滿洲中央銀行監理官を置き銀行一般の

事務を監視せしむ

第四十一條 定款を改正又は變更せむとするときは株主總會に於て決議し政府の認可を受くへし

第四十二條 政府は滿洲中央銀行業務の監督上必要なる命令を發することを得

第四十三條 滿洲中央銀行は營業上諸般の狀況を毎月一回政府に報告すへし

附則

第四十四條 滿洲中央銀行開業の際合併する各銀行號の從來營みたる業務は第十八條の規定に拘らず合併の日より一年間之を行ふことを得

第四十五條 設立初度の理事及監事は特に政府之を命ず前項の理事及監事は第二十二條第二項及第三項に規定する特殊數を要せず

第四十六條 本法は公布の日より之を施行す

WILLIAMS

滿洲國中央銀行の
總裁理事決定
 總裁には榮厚氏就任
 山成喬六氏



滿洲國中央銀行は目下設立準備委員會において開業その他諸般の準備を進めてをり最近これが準備を終るべく進捗し近く開業することとなつたが新中央銀行總裁として滿洲における多數の財政家として重きをなしてゐる榮厚氏の就任を見ることに決定、總裁を補佐すべき理事として山成喬六氏等滿洲より三氏、内地の金融界に重きをなしてゐる山成喬六氏等四氏の就任をみることに決定した、かくて中央銀行は本月二十日開業することとなつた、總裁以下決定せる各理事の關係は左の如くである『長春電話』

- | | | |
|-----|--------------|-------|
| 總裁 | 元吉林財政廳長 | 榮厚 |
| 副總裁 | 元臺銀理事 | 山成喬六 |
| 理事 | 元鮮銀大連支店長 | 武安福男 |
| | 元正金銀行大連支店長 | 鷲尾磯一 |
| | 元滿鐵商工課長 | 五十嵐保司 |
| | 元吉林永衡官銀號總辦 | 劉燭棗 |
| | 元奉天東三省衡官銀號總辦 | 劉恩培 |
| | 元廣信公司總辦 | 劉世忠 |

錚々たる顔觸れ
 總裁及各理事の略歴

末次研究所

榮厚氏 光緒二十九年奉天度支司官事を振出しに奉天旗務司辦事錦州府知府同官莊地政學務局總辦を兼ねた、以後奉天候補道に進み奉天清理財政正監理官として奉天道署分辦幫辦に兼任同新編理、奉天度支使民政使及内務使を兼ねて起辦、張錫鑾の二都督より理財通として重用せられ以來奉天省の權衡に參與した大い奉天省遂海道尹、黑龍江省財政廳長、黑河道尹登華、交滬員兼務、吉林省財政廳長兼吉林永衡官銀號總辦、吉長道

瀋陽副頭取に任じ東洋製糖社長
東京海上火災保険取締役、東京
土地住宅監査役その他諸社の
重役に歴任

武安福男氏 京大出身、瀋
陽銀行より朝鮮銀行に轉じ爾來
釜山、神戶、京城、東京の各支
店を経て大連支店支配人とな
り最近に在る

龍尾磯一氏 慶應義塾
に生れ神戸高商第一回卒業生に
て卒業後積立金に入り爾來各地
を歴任大連支店副支配人、パ
ヤ支店長次いでモンペイ支店長
を経て再び大連支店長となり次いで
本店外國課長に轉じ今日迄正金に
終始一貫勤務

五十嵐保司氏 米澤高工卒
業後滿鐵に入り南滿瓦斯の獨立
と同時に長春支店長となり本社
營業課長代理、同所研究所長に
任じ次いで滿鐵關工課長として
最近に在る

劉煥燾氏 わが法政大學出身
延吉道尹公署秘書、吉林省長公
署第三課長、吉林文書秘書
を経て吉林水師官銀號總辦とな
り總辦を辭して最近に在る

JUN 16 1932
滿洲國の貨幣
△△△△△△△△△△△△
京 津 圓は銀二二三五九一含有
新貨幣條例成る

JUN 25 1932
滿洲中央銀行
正貨準備高
總計九千萬圓
總常備額一億三千
千萬元
東京二十四日發(電通) 滿洲

長春十四日發(路透) 滿洲國
政府の「新貨幣條例及び中央
銀行條例は既に脱稿し不日發
表せらるべしとのことである
是等の條例の下に滿洲國の通
貨は圓と稱せられ銀の二十三
分の一をのみ紙幣發行額
に對しては最小限度三割の準
備をなす、其準備は銀、金塊及
び外國通貨を以てすべし、中
央銀行は各省の省銀行を合併
し三千萬圓の資金を有し總裁
には支那人副總裁には日本人
が就任する筈である

滿洲中央銀行の正貨準備高は
一、官銀號所有の正金銀行鈔
票は二千萬圓
二、政府所有の現銀三千萬元
三、邊業銀行所有の金塊其他
四千萬圓
總計九千萬圓で紙幣總額は大
洋に換算すると一億三千萬元
故七割の準備率である

JUN 26 1932
中央銀行の
正貨準備高
北滿日報
流通せる各種紙幣の
準備約七割の發行

滿洲中央銀行の正貨準備高は
一、各省官銀號所有の正金銀
行發行鈔票(含紙幣)二千
萬元
二、政府所有現銀三千萬元
三、邊業銀行所有の金塊その
他約四千萬圓
計九千萬圓で全滿洲に流通す
る各種紙幣總額は現大洋に換
算して約一億三千萬元である
から約七割の發行準備に當る
のである

中央銀行新貨幣

交換比率愈よ決定

JUN 30 1932

北滿日報 七月一日より實行す

中央銀行發行新貨幣と在來舊貨幣との交換比率決定に關する部令左の通り二十八日夜發表を見た

財政部令第三五號

舊貨幣整理辦法第三條を以て規定する新貨幣に對する舊貨幣の換算率左の通り

大同元年六月二十八日 財政部 部長 孫 代理 部 務 次 長 孫 其 昌 治

- 一、東三省官銀號發行兌換券(天津券を含む) 新貨幣一圓に付一圓
- 二、邊業銀行發行兌換券 (天津券を含みます) 新貨幣一圓に付一圓
- 三、遼寧四行號聯合發行準備庫發行兌換券 新貨幣一圓に付一圓
- 四、東三省官銀號發行匯兌券 新貨幣一圓に付五〇圓
- 五、公濟平市錢號發行銅元票 新貨幣一圓に付六〇圓
- 六、東三省官銀號發行哈爾濱大洋票(有監理官印) 新貨幣一圓に付一、二五圓
- 七、吉林永衡官銀錢號發行哈爾濱大洋票(有監理官印) 新貨幣一圓に付一、二五圓
- 八、黑龍江省官銀錢號發行哈爾濱大洋票(有監理官印) 新貨幣一圓に付一、二五圓
- 九、邊業銀行發行哈爾濱大洋票(有監理官印) 新貨幣一圓に付一、二五圓
- 十、吉林永衡官銀錢號發行官帖 新貨幣一圓に付五〇〇吊
- 十一、吉林永衡官銀錢號發行小洋票 新貨幣一圓に付五〇圓
- 十二、吉林永衡官銀錢號發行大洋票 新貨幣一圓に付一、三〇圓
- 十三、黑龍江省官銀錢號發行官帖 新貨幣一圓に付一六八〇吊
- 十四、黑龍江省官銀錢號發行小洋票 新貨幣一圓に付一四〇圓
- 十五、黑龍江省官銀錢號發行大洋票 新貨幣一圓に付一四〇圓

附 則

本令は大同元年七月一日より之を施行す

尙ほ新貨幣中五十錢壹圓拾圓銀券は八月一日五圓券は九月末、百圓券は十一月頃、發行する

舊貨幣整理辦法

JUN 30 1932

北滿日報(滿洲國財政部發表)

第一條 從來流通したる舊貨幣は本辦法に依るの外、本辦法施行の日より一切其の流通を禁止す

第二條 從來流通したる左の紙幣は本辦法施行後滿二年間一定の換算率を以て貨幣法の定むる貨幣(以下單に新貨幣と稱す)と同一の効力を有す期間滿了後は其の效力を失ふものとす

- (一) 東三省官銀號發行兌換券(天津券を含む)
- (二) 邊業銀行發行兌換券(天津券を含む)
- (三) 遼寧四行號聯合發行準備庫發行兌換券
- (四) 東三省官銀號發行匯兌券

(五) 公濟平市錢號發行銅元

(六) 東三省官銀號發行哈爾濱大洋票

(七) 吉林永衡官銀錢號發行哈爾濱大洋票

(八) 黑龍江省官銀錢號發行哈爾濱大洋票

(九) 邊業銀行發行哈爾濱大洋票

(十) 吉林永衡官銀錢號發行官帖

(十一) 吉林永衡官銀錢號發行小洋票

(十二) 吉林永衡官銀錢號發行大洋票

(十三) 黑龍江省官銀錢號發行官帖

(十四) 黑龍江省官銀錢號發行四厘債券

(十五) 黑龍江省官銀錢號發行大洋票

第三條 前條の換算率は財政部令を以て之を定む

第四條 從來流通したる奉天省の十進銅圓は本辦法施行

後滿五年間新貨幣一分青銅貨と同一の効力を有す期間満了後は其の効力を失ふものとす

第五條 第二條及第四條に掲ぐる紙幣又は鑄貨は滿洲中央銀行總分支行に於て第三條又は第四條に依り新貨幣と之を引換ふ但本辦法施行後滿一年間は新貨幣に代へ第二條第一號及第二號の紙幣を以て引換へることを得

第六條 中國銀行及交通銀行は其の現在既に發行せる哈爾濱大洋票の額を限度とし之を通用することを得但し本辦法施行後滿五年以内に政府の命する所に依り之を回收すへし

第七條 熱河省内に流通する鑄貨及紙幣に關しては別に之を定む

附則 本辦法は大同元年七月一日より之を施行す

滿洲舊貨幣と新貨幣との交換率

廿八日財政部より發表

JUN 807982

【新京二十七日發電】滿洲國政府財政部は廿七日午後六時三十分滿洲幣と新貨幣の交換率を次の如く發表した

一、東三省官銀號發行兌換券は新貨幣一圓につき一圓

二、滿鐵銀行發行兌換券は新貨幣一圓につき一圓

三、遼寧省官銀號發行兌換券は新貨幣一圓につき一圓

四、東三省官銀號發行兌換券は新貨幣一圓につき五十錢

五、安瀾平市錢號發行銅之票は新貨幣一圓につき六十圓

六、東三省官銀號發行ハルビン大洋票は新貨幣一圓につき一圓二十五錢

七、吉林水衡官銀號ハルビン大洋票は新貨幣一圓につき一圓二十五錢

八、黑龍江省官銀號發行ハルビン大洋票は新貨幣一圓につき一圓二十五錢

九、滿鐵銀行發行ハルビン大洋票は新貨幣一圓につき一圓十五錢

十、吉林營口官銀號發行ハルビン大洋票は新貨幣一圓につき一圓三錢

十一、吉林營口官銀號發行小洋票は新貨幣一圓につき一圓

十二、吉林營口官銀號發行大洋票は新貨幣一圓につき一圓三錢

十三、黑龍江省官銀號發行官帳は新貨幣一圓につき一千六百圓

十四、黑龍江省官銀號發行四厘債券は新貨幣一圓につき十四圓

十五、黑龍江省官銀號發行大洋票は新貨幣一圓につき四十錢

JUL 2 - 1932

滿洲國の新中央銀行

けふ華々しく開業式

堅實な一步を踏出す

滿洲國中央銀行の開業式は按定の如く一日午後一時から首都新京における新中央銀行内において舉行された、二、三日来降り續く雨で折角の開業式、目になり式場を銀行内に變更したもので一般列席者は同十二時半までに式場へ到着することと同時に後政府より銀行式場まで執政通過後の交通を遮断し厳重な警戒を行つた、同一時十分前、後隨多數の物々しい自動車警隊の下に執政が式場へ到着し、式場後方に設けられた中央銀行本店式にあつたのでの訓諭をなした終つて總裁榮厚氏の別項の如き挨拶あり、次いで歐州粉飾師の訓示、歐州代表として藤井良官、財政部長及び實業會、銀行會の各代表者より祝辭を述べ、同一時四十分式を終つたが式終了後全出席者の見送りに執政は警衛、同二時より和氣堂々神に祝宴に入り同二時半目出度く式を閉じた、かくて設立をみた中央銀行は中央銀行法、同組織法及び貨幣法等によつて舊東三省官銀號、吉林水衡官銀號、黑龍江省官銀號及び滿鐵銀行を合併し、舊貨幣を回收、新貨幣を發行して幣制の確立、金融の調節産業の開發等滿洲國の中央銀行としての機能の發揮に際すべく第一歩を踏み出した、【長春電話】

末次研究所

設立の趣旨に従ひ 機能を完全に發揚

總裁榮厚氏の挨拶

本日茲に滿洲中央銀行開業の式を舉行するに當りまして執政の台臨を仰ぎ國務總理始め官民有力者各位亦御臨臨を賜はり此盛儀を舉ぐることを得ましたことは本行の光榮致すところでありまして感謝に堪へない次第でありまして、願ひれば本行創立事務開始以來政府當局各位の深厚なる御指導と各方面の偉大な御援助とにより漸く今日あるを得たのであります、また此間に於きまして創立委員及關係者各位の御苦心御努力も多大であつたのであります、私は本行を代表致しまして此等の各位に對し深甚なる謝意を表する次第であります。

惟小に産業の振興、經濟の發展は金融機關の活躍に依つ所多大であります、而してその中心をなすものは必ずしも中央銀行でありませぬ、然るに從來の各官銀銀行は機關の堅固と運用とに紙幣の發給を敢てするの止むなきに至りために幣制を極度に紊亂せし損害の極端に至つたのであります、今回新國家建

設と共に政府に於ては特に此の點に思を致し慎重辦理の一日も忽にすべからざるを痛感せられ

中央銀行設立の急務なるを察し法を設けて本行の設立を見るに至つた次第でありませぬ、從つて本行の任務たるや重且大でありまして吾々その任に當る者は能く建國の本義に基き本行設立の趣旨を體て實制の確立、金融の調節、産業の開發に努力しその機能を完全に發揚し以て政府當局並に一般の期待に背かざらんことを誓ふものであります。

本行は滿洲中央銀行法及同組織辦法の定むる處に従ひ滿洲國の中央金融機關として設立せられたるに冀東三省官銀號、吉林水師官銀號、黑龍江省官銀號及遼東官銀號の四行號を合併するものであります、漸次その業務の整備に盡力すると共に舊紙幣の整理回收を速かにせんと欲するも法を定むる處により本行發行の特權を有するが故に之が運用に力を致し紙幣價值の安定を期す

意見と希望

幣制確立に大きな期待

滿洲中央銀行は茲々今日から營業を開始したが、これに對する幣制確立の意見は綜合すると、要は通貨の統一によつて幣制の不安が除去されることになり幣制確立の第一歩を踏み出したものであるとして歓迎してゐる、然しながらその實際に至つては開業早々の事

であるから暫々にこれに満足するは頗る困難として居り、何人もこれに對する意見はいろいろである、滿洲の農民は現在頗る窮乏してゐることは否めない事實だから中央銀行の開業したから直に今更れによつて、何等かの補ひがあるものと思はれぬし、強て言へば、インフレーションなりとも實行して、發給せる農民の窮乏を緩和することが必要ではないかとの意見も有力である、只開業第一日に於ける各方面の市況は大體平常と見られなく何等動搖の色がない、一般に於いては今後の確實なる發展を要するところに一致してゐるに過ぎない、主たる關係方面首魁の意見左の如し

楊井正隆常務談
滿洲中央銀行が茲々今日を以て開業式を遂げ從來發給された各種の不換紙幣が統一されることは誠に喜ばしい限りである、本日の開業式の努力も並大抵のものでなかつたであらうが、今後ともより以上の勞苦に當面せられることは想像に難く、心から觀察とする、中央銀行の特産買賣兼業に就いて是非の論あるし北滿に於ては未だ特産商として發展せるもの少く、その資金調達といふ點より見て止むを得ないことであり、又、2ヶ年俾り他の機關に移すといふのであるから是認する外あるまい、尙新紙幣で日本金圓との連絡をより緊密にされんことを望むと共に從來の如き發給を遂げ、新紙幣の價值を安定して新紙幣に對する信用を高められんこと

古川鮮銀支店長談

張家ははじめ各軍閥が濫發した各種の不換紙幣が換取ある新紙幣に交換せられ、以て新紙幣が強制通用力をも有する一國の正貨となり、軍政權下に於けるが如き貨幣の騰落を防ぎ得て満洲開發に多大の貢獻をなさんとする。これはお互に喜ぶべきことである。新中央銀行が、銀行法としての官選奉令を以て中央銀行としての機能を完全に發揮し満洲開發のために貢獻せんことを心より希望して止む。

西正金支店長談

新政府の成立と共に中央銀行設立の準備が着々整へられ本日目の出度く開業式を舉げ得る運びに至つたことは慶賀に堪へない。これによつて、業乳その所に達してゐる各種の不換紙幣が豊富になりチープル有する新紙幣に交換せられ、その價值が安定する。これは満洲國內の商工業の發展商取引の安定に貢獻するところ甚大であり、又對外的に見ても新國家の信用を高める所以にもなるものであるから中央銀行首腦者にあつてもこの點を考慮され從來の如く濫發に陥らず、通貨價值變動を防止せんことを期待して止む。

村井商議會頭談

業乳その所に達し騰落なき各種の不換紙幣が中央銀行の新紙幣に統一せられ満洲開發の期切の變革の第一歩を踏み出した。これは誠に欣快の至りである。新紙幣の交換その他中央銀行の今後歩むべき道は多岐多難であ

つて首腦者の勞苦も並大抵ではあるまい、頗るは往來の舊軍閥のやり來つた如き紙幣の濫發は極力避け貨幣價值の騰落なきやうその安定に向つて奮勵せんことを望む、吾々としてもこれに同意する多々あるが、何より則卓の姿であるから銀行法の趣旨に則つて歩一歩滿洲中央銀行の基礎を鞏固にされ其の機能發揮に向つて進進せんことを祈つて止む。

大連商議祝電

滿洲中央銀行の開業を祝して大連商工會通所では一日銀行公會總会下總理事員宛左の祝電を寄せた。
滿洲建國以來各般の機關着々整備せられ今亦中央銀行の創立を見る、蓋し滿洲前途の爲め衷心慶賀に堪へず本日開業式舉行せらるるに當り萬腔の祝電を奏す。

滿洲中央銀行の

紙幣に惡宣傳

JUL 14 1932 京 津 花旗銀行の妨害
日露開戰説を宣傳して

奉天十二日發 滿洲中央銀行は無價值になり従つてこれ等は七月一日開業し滿洲に於ける背景とする滿洲中央銀行の貨幣制度其他の金融機關の紙幣も同様の憂目を見る事と活用統制等に向つて努力を進なる、と頻りに人と派して宣めて居るが、これに對し在泰傳しつつありとの

花旗銀行

支店は日露開戰を宣傳し其際は米國も加し、結局日本は財政的打撃より日銀、朝鮮銀行の兌換券

JUL 8 - 1932 中央銀行 開業第一日

絶好の業績を舉ぐ
同日に紙幣引替が相當殺到するものと思はれたが一人も引換者がなく如何に中央銀行が健實で信用堅きかを物語つてゐるが之と同時に各地の支店も相當成績を上げてゐる見込である

- 一、預金 二口 廿萬圓
 - 一、小口當座 四口五百萬圓
 - 一、内爲替取組五口 二萬圓
- 上述の成績を上げたが開店と

中央銀行更に

近く硬貨鑄造

JUL 16 1932 北滿日報 幣制統一を實現
漸次兌換券の信用を高めて

滿洲中央銀行は七月一日から開業したが舊軍閥時代の中央銀行たる官銀號が稍々ともすれば軍費捻出のため内容柱に流れ勝であつたのに比し中央銀行は只管内容の充實に努めるの方針を樹立したことは既報の如くであるが滿洲國幣制の確立をはかるため先づ紙幣の信用を高めることが最も要なりとして無制限兌換をなす準備として過般來城內のミントにおいて既に硬貨の鑄造を急ぎつゝあつたがすでに今日まで第一回の鑄造を終つた額は銀貨、銅貨を混じて約五百萬元に達する模様であるが同行では更に近く第二回の鑄造にとりかかる筈でかくて漸次紙幣の信用が高まつた上で幣制の統一に着手するものと傳へられる(奉天)

營口、安東方面

1932 華商側の沈衰

JUL 1 京 津 運輸を日商に奪はれて 支那汽船振はず

營口安東は滿洲産物の重要輸出港で毎年大豆、雜穀及び油類の輸出は頗る多量に達し華商は右兩地に於て汽船會社を組織して日商と競争し相當な成績を挙げつゝあつたが昨年九月の事變以來華商の運輸業は死地に陥り全く日商の獨占的經營に移る事となつた。現在に於ける兩地の華商業者の狀態に就き支那側の報道する所によれば左の通りである。營口安東の華商運輸業者は先年一切の貨物を日本汽船に積載せざる事の一

共同決議

を爲したの當時大連方面の日本汽船は兩地の配船を半年間に亘つて休止するの止むなきに至つた然るに昨年九月の奉天事變後日本側は報復的に青天白日旗を掲げる華汽船の兩地入港を禁止し且つ滿洲國當局をして兩港在泊の華汽船に對し

滿洲國への登記を強要した。此事以來兩地の小規模な華商汽船業者は閉業して

華人船員

の失業する者千餘人を數ふるに至つた。營口就航船の當事者の談に據れば

昨年十月以來滿洲國の各港を封鎖又は結氷に因つて停船し本年三月解氷と共に通常船貨の積載で毎航船腹の充満を見るのであるが、今年は事情が大いに異り幾多の船は絶へざる騷擾で積載貨物は皆無なる有様である。天津上海等から哈爾濱に送られる貨物は従來營口又は大連を経たものであるが、今年に入春以來現在在哈爾濱及及び奥地への貨物運輸は全然杜絶の形である。

尙且下上海より滿洲國各港への就航華船は聚興海昌鐵大の

三汽船會社の九隻が辛ふとて、就航してゐるのみであつて營口向の積荷は以前に比し四分の一に激減したと謂ふ

馬との會見記録は

後日新聞に發表せぬ

JUL 1 1932 滿日 滿洲國對外人記者紛議解決

【ハルビン特電二十九日發】馬占山の代表が受けた記者會見記録の取柄へを受けた記者會見記録記者スミス人リンド、アメリカ人スチールに關しては、フランスマン部を指示せよといひ、フランス領事レノウ氏は右外法權を保護したから陳謝せよといひ、十六日間、重つて折衝が行はれたが、外務部代表長坂氏、大府村氏及びアメリカ領事ヘンソン氏の斡旋があり、且リソトン領からは右兩名が調査委員と何等關係なき旨の電報を寄せて了つたので、直下に解決し、特電發表は緊急事態なれば陳謝の必要なきもフランス領事の諒解を得て行つた方が問題解決を早からしめる所以であつたことを認め、フランス領事は二十九日朝十時特電發表に八木新聞を訪問馬占山の會見記録と同じく陳謝

ソウエート日本を恐れ我々を援助しない我等は我々の味方たる聯盟及びアメリカを助けひを求めたい、武器がないが、パールチヤンの行動に出るが、飛行機その他の新式武器を提供して貰へば立派に本軍として見せる

又調査團宛の陳謝書も、ラゴエから打電したものと數行したもので、單に「びびり軍閥の配米の叫びに過ぎない」

聯盟調查團

けふ奉天出發

派した聯盟調查團は三十一時發安奉線特別列車に

て奉天を出發日本へ向つた、聯盟には東部より橋本委員長を始め各委員、森田領事、各領事等の見送りがあつた、なほ一行中の專門委員ヘルト氏はハルビンにおける調査資料蒐集のため一行と別れ同日午後三時半ハルビンへ赴き調査資料を取歸めの上直に一行の後を追ふ管「奉天電話」

目 要

1982 滿洲國侮辱事件

JUL 2 北滿日報 陳謝で圓滿解決

(JUL 2) ハルビン、フランス領事レノ氏は滿洲國警察官が疑に馬占山と會見せるニユークタイムズ記者スチル、獨逸ツアリング紙記者リン、獨逸ツアリング紙記者リン、馬占山と記者との會見問答録

一、日本の滿洲權益擁護に關する機密録

一、馬占山よりリットン卿へ宛てた陳情書

一、馬占山と記者との會見問答録

一、日本の滿洲權益擁護に關する機密録

等書類を提出せしめ、右は絶對に公表しない、爾今言動を慎むことを約し紛糾せる外國記者の滿洲國侮辱言動問題は二十九日圓滿解決した

JUL 1 1982 内田伯、外相就任近く

滿蒙問題解決具體化が

JUL 1 京 津 陸相及江口氏と協議を重ねる

齋藤首相の慎重な考慮

齋藤首相の考慮

東京三十日發(聯合) 齋藤首相は滿蒙問題の解決の基礎的問題として滿洲國承諾問題に就いて速かに是が解決をなすべくその準備に就き慎重なる考慮を拂ひ、二十九日は荒木陸相及び江口前滿鐵副總裁と會見し三十日再び江口氏と會見して同問題に就き協議したが、目下滿洲に歸任中の内田滿鐵總裁の上京と外相就任に依つて愈々同問題は具體的に解決の緒に就くものと見られてゐる

江口定條氏進言

東京三十日發(聯合) 昨日荒木陸相を招いて滿洲國承認問題及び四頭政治の統一問題に關する意見を聴取した齋藤總理は本日午前中前滿鐵副總裁江口定條氏を招いて二時間餘に亘り右問題に關する意見を聴取し滿鐵の後任總裁問題に就ても懇談した

東京三十日發(聯合) 貴院議員江口定條氏は午前八時二十分首相官邸に齋藤首相を訪問して滿洲四頭政治統一問題並に滿蒙對策問題を中心に種々の所信を披瀝進言し更に種々懇談を遂げたが會見一時間餘に及び辭去した

滿洲國文官

俸給令公布

JUL 2 1932
 國務總理 二年俸三萬元
 三院長 二年俸二萬五千元
 北滿日報各部總長 二年俸二萬元

滿洲國文官俸給令は過般教令第四十二號を以て公布された内容次の通り

- 一、文官の階級は特任官、高等官、委任官に分つ
- 一、高等官は八等に分ちその一、二等は簡任職とし三等より八等までを薦任職とす
- 一、委任官は五等に分つ
- 一、國務總理の年俸は三萬元とす
- 一、參議院、立法院、監察院の三院長の年俸は各二萬五千元とす
- 一、各部總長、各省々長、參議院副議長、及參議院、興安局總長、總務長官は均しく年俸二萬元とす
- 一、特任官の年俸は一萬五千元乃至一萬七千元とす
- 一、簡任官は八等に分ち、年俸六千五百元乃至一萬五千元とす

JUL 8 1932

ルンペン義勇軍百餘が

密かに浦鹽に到着

北滿で活動すると言はれるが

北京 寄附金欲しさの浮浪兵

(上海一日發聯合)東北義勇軍後援會の努力により先に二千名の義勇軍を露支兩國船により浦鹽へ輸送したとの報道があつたが、其の後の調査により右は單に百名内外と判明、且つ義勇軍應募者は苦力職工其他衣食に窮する浮浪人の類で學生は一人も這入つて居ないことがわかつた。後援會の集めた金か已、三百萬元に達することは確實で、其の使途は未だ明らかにかされず、關係者の云ふ所によれば右資金を以て浦鹽に於いて武器を買ひ義勇軍に交附するものであると。因みに右百名の義勇軍は既に浦鹽に到着した筈である。

聯盟總會九月迄に

滿洲國承認の方針

國內法及び國際法の完備

が第一の前提條件

JUL 8. 1932

政府は滿洲國承認問題に關し、第六十二議會に於て承認決議案の可決あり、又滿洲國より使節を派遣して承認促進交渉等の事情に關し、其の管理の準備を急ぎ、あるが然し滿洲國の現情を見るに、國家の形體は確はり居るも、國內的には未だ民法、刑法、商法の形も國內法に完成し居らざるのみならず、國際法上の規定等も必要あり、承認後に於ける日支間の條約を如何にするかについても研究せねばならぬから、目下外交當局は、條約に關する調査を進めて居るが、獨立國家としての之等機構の完備が承認の第一條件となるものであるから、先づ滿洲國政府が之を完備するを待ち、帝國政府としては遅くも來る九月の聯盟總會再開までに承認するやうに取計ふ方針である(東京電報)